

経営革新計画承認者 に対する支援策

平成17年度版

平成17年4月

中小企業庁経営支援課

本法に基づく支援策に関して

中小企業新事業活動促進法施行前に申請を行った経営革新計画承認企業は、以下の支援措置を活用することができます。

但し、計画の承認は支援措置を保証するものではありませんので、計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が必要となります。

都道府県によっては、独自の支援措置を設けている場合がございます。詳しくは、各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

計画実施段階において問題が生じた場合、都道府県担当部局もしくは最寄りの都道府県等中小企業支援センター等にご相談下さい。

都道府県等中小企業支援センターでは、経営面や技術面をはじめ、ヒト、カネ、ノウハウに係る相談等に対し、専門家を派遣し助言等を行っています。

積極的にご利用下さい。

支援策の概要

運転資金、設備投資を希望する方は・・・

- ・ 「政府系金融機関による低利融資制度」 P 4
- ・ 「中小企業信用保険法の特例」 P 6
- ・ 「小規模企業者等設備導入資金助成法の特例」 P 8
- ・ 「中小企業投資育成株式会社の特例」 P 9
- ・ 「高度化融資」 P 11

○ 新たな設備投資を行った場合は・・・

- ・ 「設備投資減税」 P 7

調査事業や販路開拓、人材養成への支援を希望する方は・・・

- ・ 「中小企業経営革新補助金」 P 3
- ・ 「販路開拓コーディネート事業」 P 13

技術開発への支援を希望する方は・・・

- ・ 「中小企業経営革新補助金」 P 3
- ・ 「特許関係料金減免制度」 P 12

キャッシュフローの改善、充実を図りたい方は・・・

- ・ 「税制措置」 P 7
- ・ 「中小企業投資育成株式会社の特例」 P 9
- ・ 「ベンチャーファンドからの投資」 P 11

経営革新補助金

対象者：経営革新計画に基づいて事業を実施する中小企業者及び組合等（任意グループを含む）

支援内容：都道府県知事から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための市場調査、商品化等の事業の経費の一部を補助。

(1) 補助率

2 / 3 を限度として補助（国 1 / 3、都道府県 1 / 3）
補助金利用者においては最低 1 / 3 以上の負担が必要です。

(2) 補助対象事業

新事業動向等調査事業

新事業動向調査等を行った後、新商品・新技術・新役務開発に係る事業を行うことが必要

新商品・新技術・新役務開発事業

開発設計のみならず、試作・改良、求評に係る事業も対象。

販路開拓

国内外における販路開拓のための展示会等への出席や広報事業・品質表示事業等。

人材養成

経営革新の実施に必要な研修等。

また、国及び国の地方機関から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新のための市場調査、商品化等の事業について補助する制度もあります。

これは組合等（4 者以上の任意グループによる共同計画を含む）に対し、国を 1 / 2 を限度として補助する制度です。

お問い合わせ先：都道府県担当部局

政府系金融機関による低利融資制度

金利については固定金利ですが、借入の時期等により改訂されます。

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 貸付利率

特別利率 (土地に係る資金(基準金利)を除く。中小公庫、商工中金は
2.7億円を限度)

ただし、担保・保証人徴求特例等を受ける場合は、別に定める利率が上乘せされます。

(2) 貸付限度額

個人又は法人：設備資金 7.2億円(うち長期運転資金 2.5億円)

組合 : 14.4億円~24.0億円

(国民公庫は、設備資金7,200万円 うち運転資金4,800万円)

(3) 貸付期間

設備資金 : 原則15年以内(うち据置期間2年以内)

ただし実情に応じ20年以内

長期運転資金：原則5年以内(うち据置期間1年以内、

ただし実情に応じ3年以内)ただし実情に応じ7年以内

担保等特例及びお問い合わせ先...次ページをご覧ください。

(4) 担保等特例について

担保の不足する中小企業者の方におかれましては、

- ・中小公庫では、() 1 事業者あたり 5,000 万円を限度として全部担保徴求の免除措置（無担保特例）。また、() 経営革新のための資金全体で 8,000 万円を限度として、融資額の 3 / 4 まで一部担保徴求の免除措置（担保不足特例）があります。
- ・商工中金では、経営革新の資金全体で 8 千万円を限度として、担保徴求を行わずに貸付を受けることができます。（企業ごとの審査内容に応じて、8 千万円を上限として全部又は一部担保徴求を免除する制度。）

また、本人保証免除の措置があります。経営革新のための資金全体として、設備資金：7 億 2 千万円、運転資金：2 億 5 千万円が限度額となります。（中小公庫・商工中金）

第三者保証人を依頼することが困難な方については、2,000 万円を限度として、第三者に代わり、ご家族や社内の方を保証人とする措置があります。（国民公庫）

上記 ~ を利用する場合には、特別利率 の他に、上乗せ金利が追加されます。

上記 の()と()については、同時利用も可能です。

上記 と についても、同時利用可能です。

低利融資制度のお問い合わせ先

中小公庫相談センター	(東京)	TEL	03-3270-1260
	(名古屋)	TEL	052-551-5188
	(大阪)	TEL	06-6345-3577
	(福岡)	TEL	092-781-2396
商工中金相談センター		TEL	03-3246-9366
国民公庫相談センター	(東京)	TEL	03-3270-4649
	(名古屋)	TEL	052-211-4649
	(大阪)	TEL	06-6536-4649
沖縄公庫(本店)		TEL	098-867-6611(代表)

中小企業信用保険法の特例 (信用保証の特例)

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる承認経営革新事業資金に関し、保証限度額の別枠を設けています。

(保証限度額)	通常	別枠
普通保証	： 2億円以内	2億円以内(組合は4億円)
無担保保証	： 8,000万円以内	8,000万円以内
無担保無保証人保証	： 1,250万円以内	1,250万円以内

なお、「無担保無保証人保証」においては、小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の企業あるいは個人)のみが対象となります。

(2) 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、保証限度額を引き上げております。

通常	2億円以内	3億円以内
(組合の場合、)	4億円以内	6億円以内)

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

お問い合わせ先：

各都道府県等の信用保証協会又は
(社)全国信用保証協会連合会 TEL 03-3271-7201(代表)

設備投資減税

・設備投資減税

対象者：経営革新計画に従って事業を行おうとする中小企業者。

計画に従って導入される機械及び装置について、特別償却又は税額控除が認められます。なお、同一の機械・装置について、他の特別償却又は税額控除制度と重複しての適用は認められません。

(1)対象設備

取得又は製作の場合：1台又は1基の取得価額が280万円以上

リースの場合：1台又は1基のリース費用の総額が370万円以上

(2)特別償却、税額控除の率

取得又は製作の場合：取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却

リースの場合：リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除

「特別償却」については、全承認企業が対象。

「税額控除」については、

- ・リースについては全承認企業が対象。

- ・取得又は製作については資本金3千万円以下の承認企業が対象。

問い合わせ先：都道府県担当部局、国の地方機関等

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 (設備資金貸付制度)

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

対象者：経営革新計画の承認を受けた小規模事業者及び中小企業者（常時使用する従業員数が50人以下）

貸付条件

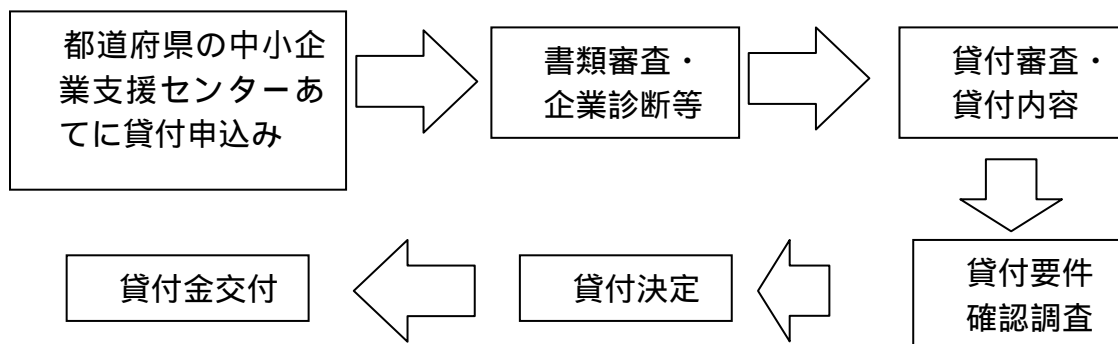
	通常	特例
貸付限度額	4,000万円	6,000万円
貸付割合	所要資金の1/2以内	所要資金の2/3以内
貸付利率	無利子	
償還期間等	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還	
担保又は保証人	連帯保証人又は物的担保が必要	

問い合わせ先：各都道府県の中小企業支援センター

（財）全国中小企業設備貸与機関協会 TEL 03-5565-0845

注：本事業を実施していない都道府県がありますのでお問い合わせください。

手続の流れ



投資育成株式会社法の特例

(投資の特例)

- 対象者：(1) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち資本金が3億円を超える株式会社
(2) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって資本金が3億円を超えるもの

通常、投資育成株式会社の事業の対象となるのは、資本の額が3億円以下の企業にかぎられますが、承認経営革新計画に従って、経営革新のために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。

また、本特例制度により中小企業投資育成株式会社の投資事業の対象となった株式会社は、中小企業投資育成株式会社の行う追加投資事業及びコンサルテーション事業等（経営革新事業以外についても対象）の対象とします。

(1) 投資事業

- 会社の設立に際し発行される株式の引受け事業
- 増資新株の引受け事業
- 新株予約権の引受け事業
- 新株予約権付社債等の引受け事業

(2) 育成事業（コンサルテーション事業）

投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を保有している投資先企業からの依頼に応じ、効果的育成が図られるよう経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行う。

お問い合わせ先：中小企業投資育成株式会社

- ・東京社（名古屋以東） TEL03-5469-1811
- ・名古屋社（愛知・岐阜・三重・富山・石川） TEL 052-581-9541
- ・大阪社（名古屋以西・福井） TEL06-6341-5476

高度化融資制度

対象者：経営革新計画事業に基づき高度化事業を実施する組合等

支援対象： 中小企業組合が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業を融資の対象となります。

高度化融資制度は、通常は有利子ですが、経営革新計画の承認を受けた中小企業については、無利子になります。

なお、計画承認を受けた4社以上のグループが下記(5)「経営改革」事業を行う場合には、組合同様に対象となります。

高度化事業の内容としては以下の通りです。

- (1) 工場・店舗等の集団化事業を行う「集団化事業」
- (2) 建物の共同利用形態である「施設集約化」
- (3) 施設の共同利用形態である「共同施設、連鎖化」
- (4) 組合員に対する設備のリース形態である「設備リース」
- (5) 新商品開発や情報化等のための施設の共同利用形態である「経営改革」
- (6) 企業合同

金利： 無利子（通常は、年 0.80%）

償還期限： 20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
（(4)の「設備リース」形態については当該設備の耐用年数以内）

据置期間： 3年以内（(4)の「設備リース」形態は1年以内）

融資割合： 80%以内

お問い合わせ先：都道府県高度化担当部局

中小企業基盤整備機構経営基盤支援部地域連携推進グループ

TEL 03-3433-8811

ベンチャーファンドからの投資

対象者：経営革新計画の承認を受けた株式会社

出資事業の概要：ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタルが設立するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行い、資金調達支援及び経営支援を行います。

支援内容：経営革新計画に従い経営革新のための事業を行い、株式公開を目指す未公開株式会社は、ベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）からの投資の対象となっています。

問い合わせ先： 中小企業基盤整備機構新事業支援部資金支援課

TEL 03-5470-1570

特許関係料金減免制度

対象者：経営革新計画のうち技術開発に伴う研究開発事業に係る特許申請等を行う
中小企業者

（経営革新計画終了後2年以内の特許申請等も対象）

なお、既に経営革新計画の承認を受けている中小企業者においても、今後、審査請求又は特許登録を行う場合にも対象となります。ただし、既に納付している料金についての還付はありません。

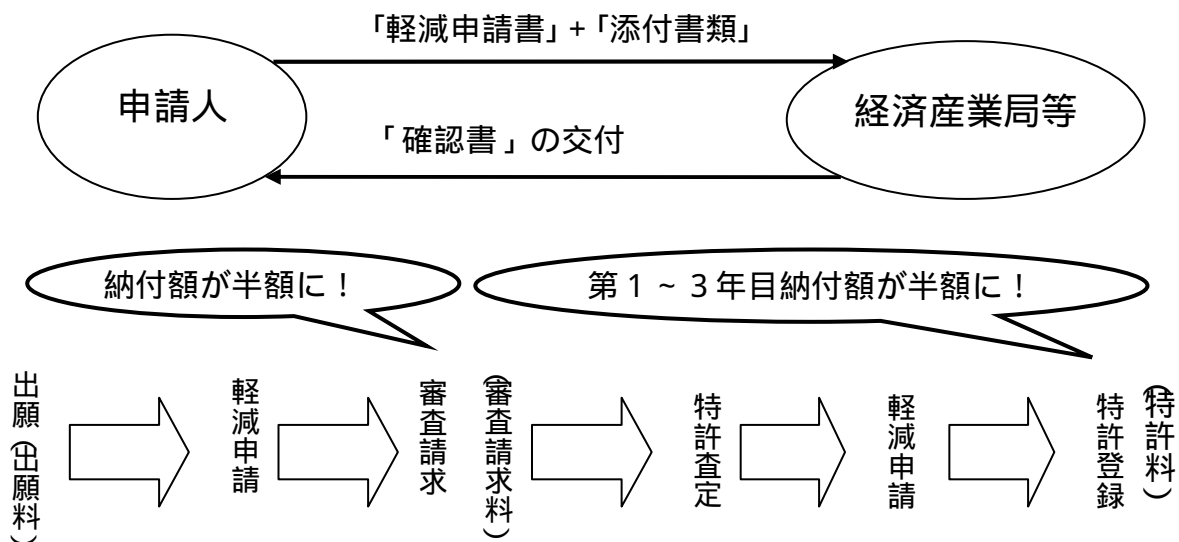
以下の特許関係料金について半額軽減

1. 審査請求料
2. 特許料（第1～3年分）

軽減申請の流れ

1. 各経済産業局に対し「審査請求料（又は特許料）軽減申請書」と「添付書類（経営革新計画承認証等）」を提出します。
2. 局にて審査後、承認されると確認書が交付されます。
3. 交付された確認書の確認書番号を記載し、「出願審査請求書（又は特許料）納付書」を特許庁に提出します。

問い合わせ先：経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 TEL 03-3501-1773
特許庁総務部総務課 TEL 03-3581-1101 内線 2105

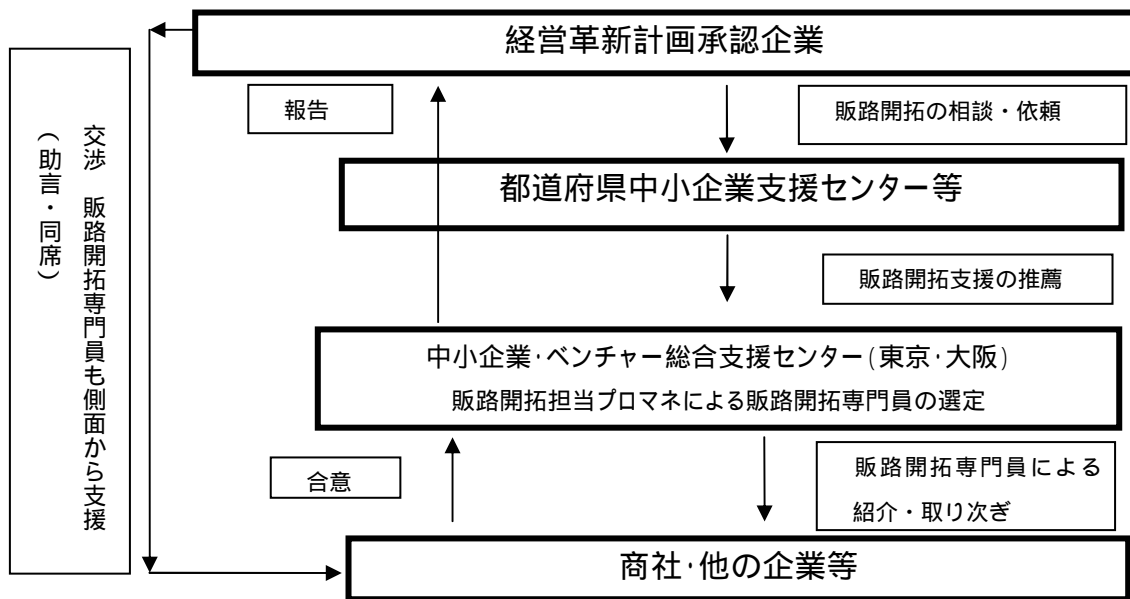


販路開拓コーディネート事業

対象者：経営革新計画の承認を受けて開発した、新商品等の販路開拓先を希望している中小企業者・組合等。

支援内容：大規模なマーケットである東京圏・大阪圏をターゲットとして、市場化・事業化を促進する制度です。

東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家を配置し、経営革新計画承認企業などが開発した新商品等を、商社・企業などに紹介し、または取り次ぎを行います。



お問合せ先

各中小企業・ベンチャー総合支援センター(次ページ参照)

中小企業支援センターの連絡先

中小企業・ベンチャー総合支援センター名	電話番号
「なんでも相談ホットライン」 (上記の番号にかければ、最寄りの中小企業・ベンチャー総合支援センターにつながります。)	0570-009111
北海道	011-738-1365
東北	022-716-1751
関東	03-5470-1620
中部	052-220-0516
北陸	076-223-5761
近畿	06-6910-3866
中国	082-502-7246
四国	087-811-1752
九州	092-771-9181
都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(財)21 あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(財)いわて産業振興センター	019-621-5070
(財)みやぎ産業振興機構	022-225-6697
(財)あきた産業振興機構	018-860-5603
(財)山形県企業振興公社新事業支援センター	023-647-0664
(財)福島県産業振興センター	024-525-4043
(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339
(財)栃木県産業振興センター	028-670-2607
(財)群馬県産業支援機構	027-255-6503
(財)千葉県産業振興センター	043-299-2651
(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4101
(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881
(財)神奈川中小企業センター	045-633-5200
(財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(財)長野県中小企業振興公社	026-227-5028
(財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(財)しずおか産業創造機構	054-273-4434
(財)愛知県中小企業振興公社	052-561-4121
(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1096
(財)三重県産業支援センター	059-228-3321
(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
(財)福井県産業支援センター	0776-67-7420

都道府県等中小業支援センター	電話番号
(財)滋賀県産業支援プラザ	077-5111-1413
(財)京都産業21	075-315-8848
(財)大阪産業振興機構	06-6947-4375
(財)ひょうご中小企業活性化センター	078-230-8051
(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
(財)わかやま産業振興財団	073-432-3413
(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6708
(財)しまね産業振興財団	0852-60-5115
(財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
(財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9925
(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
(財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-1061
(財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4422
(財)長崎県産業振興財団	095-820-8870
(財)くまもとテクノ産業財団	096-286-3311
(財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
(財)かごしま産業支援センター	099-219-1272
(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255
札幌中小企業支援センター((財)さっぽろ産業振興財団)	011-200-5511
(財)仙台市産業振興事業団(仙台市中小企業支援センター)	022-724-1122
(財)千葉市産業振興財団	043-201-9501
(財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(財)横浜産業振興公社	045-225-3711
(財)川崎市産業振興財団	044-548-4141
(財)静岡産業振興協会(静岡市産学交流センター)	054-275-1655
(財)名古屋都市産業振興公社(新事業支援センター)	052-735-0808
(財)京都市中小企業支援センター	075-211-9311
(財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館)	06-6264-9800
(財)神戸市産業振興財団	078-360-3209
(財)広島市産業振興センター	082-278-8032
(財)北九州市産業学術推進機構	093-873-1430

